

# 有害ごみを収集します！

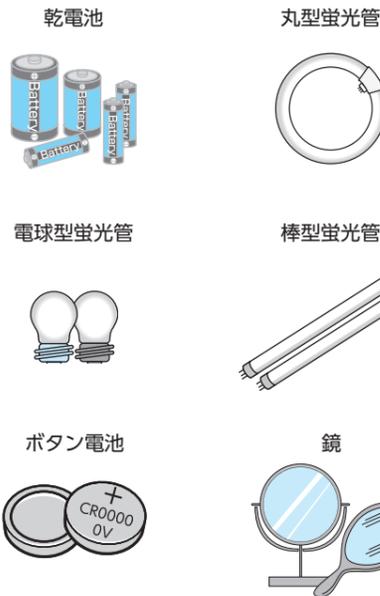


町では、年2回(10月と3月)、家庭から出る有害ごみの収集を行っています。家庭から出る有害ごみとは、乾電池、蛍光管、鏡などの通常のごみとは異なる処理が必要なものです。有害ごみの収集場所は、各区で決められていますので、お住まいの地区の指定場所をご確認ください。

## 出し方(注意事項)

- 種類ごとに分別し、それぞれ透明袋に入れてください。
- 蛍光管は箱やケースに入れず、透明袋に入れてください。袋に入らない長さの棒型蛍光管はひもなどで両端を束ねて出してください(ガムテープでは束ねないでください)。
- 電子体温計はボタン電池のみ収集します。本体は「不燃ごみ(資源)小型家電」へ出してください。
- 白熱電球およびLED電球は「不燃ごみ(資源)ビン類」へ出してください。
- そのほか、各区のルールに従ってください。

生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線221・222



## 川北地区収集日 10月14日(水)

区	指定場所
市街地	本町 本町会館
	中町 山喜屋南側集積所、中町会館
	栄町 栄町会館
	武町 武町会館
	茅町 茅町会館
	花町 花町会館
西部	六供 六供公会堂、旧寄居保育所駐車場
	常木 常木区民会館
	菅原 菅原公会堂
	本宿 本宿集会所
	末野2 竹原踏切横集積所
	末野3 末野集落センター
桜沢	末野4 末野集落センター
	金尾 金尾公会堂
	風布 風布区ごみ集積所
	本村 本村公会堂
	岩崎 岩崎公園不燃物収集所
	中小前田 中小前田公会堂
用土	山崎 桜沢コミュニティセンター前
	南飯塚 南飯塚公会堂
	上組 上組公会堂
	用土1 用土1区公会堂、グリーンガーデン寄居寮・ホンダ
	用土2 農業ふれあいセンター
	用土3 用土3区公会堂
	用土4 用土4区公会堂
	用土5 用土5区公会堂東ごみ集積所
	用土6 用土6区公会堂
	用土7 町立用土集会所
	用土8 用土8区公会堂
	用土9 用土9区公会堂
用土10 用土10区公会堂	
用土11 用土11区公会堂	
用土12 用土12区自治会館	

## 川南地区収集日 10月28日(水)

区	指定場所
折原	折原上郷 上郷公会堂
	折原下郷 下郷集出荷所
	上平・下小路 上平・下小路公会堂
	立原 立原公民館
	秋山 秋山不燃物集積所
	三品 立ッ板橋脇不燃物収集所
	平倉 平倉公会堂
	山居 山居公会堂
	栃谷 栃谷公会堂
	五ノ坪 中島板金前不燃物収集所
鉢形	木持 木持公民館不燃物収集所
	上の町 上の町公民館
	内宿 内宿公民館
	関山 関山歩道橋下不燃物収集所
	上の原 上の原公民館
	立ヶ瀬 立ヶ瀬区公民館
	露梨子 露梨子公会堂
	保田原 セントラルモーターズ東不燃物収集所
	小園 元蚕共同飼育所脇不燃物収集所
	三ヶ山 サイモクホーム脇不燃物収集所
男表	男表下郷 下郷公会堂
	塚越 塚越集落センター
	伊勢原 伊勢原公会堂
	谷津 谷津不燃物収集所
	蔵田 蔵田不燃物収集所
	中郷 中郷不燃物収集所
	男表上郷南 上郷南区公会堂、上郷南山沢地区集積所
	男表上郷北 上郷北区公会堂
	赤浜 赤浜集会所
	塚田 塚田集落センター
	牟礼 中央ごみ集積所(字金井地内)
	今市 今市区民会館(旧高蔵寺会館)
鷹ノ巣 鷹ノ巣不燃物収集所	
西古里 西古里集会所	

～ 動物は愛情と責任を持って飼いましょう ～

# 9月20日～26日は動物愛護週間です！



動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、『動物の愛護及び管理に関する法律』では、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。動物(ペット)を飼うということは「命の責任を持つ」ということです。ペットを飼い始める前に、今後の生活についてよく考え、ペットの命が尽きるまで飼い続けられる覚悟が持てない場合は、ペットを飼わないことも立派な動物愛護になります。この機会に、人と動物のより良い関係を築くため、動物との上手な付き合い方を考えてみませんか。



## 犬を飼うときのルールとマナー

- ▶必ず登録をしましょう。  
生後91日以上の子犬は登録をして鑑札を付けましょう(登録手数料3,000円)。
- ▶散歩をするときは次のルールを守りましょう。
  - ①フン尿の処理  
フンをしたら、必ず家まで持ち帰りましょう。また、電柱等にオシッコをしたら水で流すことが飼い主のマナーです。
  - ②リードでつなぐ  
県の条例で、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬であっても、大きな音等で意外的な行動をとる場合があります。交通事故や周囲とのトラブルを防ぐためにも、リードを短めに持って散歩することが大切です。



## 令和2年度狂犬病予防注射 接種期間の延長について

『狂犬病予防法』に基づき、生後3カ月以上の犬の飼い主には、毎年4月1日から6月30日までに飼育犬に狂犬病予防注射を接種させ、注射済票の交付を受けることが義務付けられています。新型コロナウイルス感染症の影響によるやむを得ない事情がある場合、令和2年12月31日までの間に予防注射を接種させることで、期間内に注射を受けさせたものとみなすこととなりました。まだ注射を受けさせていない犬の飼い主の方は、早めに動物病院で注射を受けさせたい一方で、接種後に動物病院から発行される注射済証(原本)、および交付手数料(550円)を生活環境エコタウン課へ持参して注射済票の交付を受けてください。

予防注射の接種に関する相談

各動物病院へ直接連絡

注射済票交付に関する相談

生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線222



## 猫を飼うときのルールとマナー

- ▶室内で飼いましょう。  
猫を外で飼うことは、交通事故や感染症等の危険があるだけでなく、フン尿等による近隣トラブルの原因にもなります。
- ▶不妊手術を検討しましょう。  
子猫を望まないのであれば、繁殖期の鳴き声や感染症の予防のためにも不妊手術を検討しましょう。
- ▶無責任な餌やりはやめましょう。  
野良猫によるフン尿等の苦情が増加しています。無責任な餌やりや置き餌は交通事故や感染症等の危険にさらされる猫を増やし、近隣トラブルも引き起こします。餌を与えるならば、飼い猫として責任を持って飼いましょう。



## ペットのための防災

地震や台風などの災害が原因で、ペットを手放すことや、避難場所でのトラブルを避けるために、日頃から次のことを心掛けましょう。

- ①最低限のしつけ(不必要に吠えさせない等)
- ②名札、鑑札、マイクロチップ等の装着
- ③人に慣れさせておく
- ④首輪やリードを嫌がらずにする習慣をつける
- ⑤ケージやキャリーバッグの用意と嫌がらずに入る習慣をつける
- ⑥狂犬病予防注射やワクチンの接種
- ⑦ペットの写真や記録(健康や病気の記録)の用意
- ⑧緊急時のエサ(長期保存のできるもの)や飲み物、常備薬の用意

●犬についての相談 熊谷保健所 ☎048・523・2811

●猫についての相談 県動物指導センター ☎048・536・2465

●その他 生活環境エコタウン課 ☎581・2121内線222